

政令第 号

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四十号）第二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和四年政令第一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「子ども・子育て支援法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）による保育の実施に関する事務又は子ども・子育て支援法」に、「又は」を「若しくは」に改める。

第三号中「による住民基本台帳」の下に「若しくは戸籍の附票」を加え、「第八号に掲げるものを除く」を「住民基本台帳に関する事務にあつては第六号及び第八号に掲げるものを除き、戸籍の附票に関する事務にあつては同法第十九条第一項の規定による通知に関する事務に限る」に、「特別永住者」を「特別永住者証明書の交付若しくは特別永住者」に改める。

第四号中「事務」の下に「（前号及び第六号に掲げるものを除く。）」、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による在外選挙人名簿の修正等に関する通知（戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正をした場合における当該通知に限る。）に関する事務又は日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）による在外投票人名簿の修正等に関する通知（戸籍の附票の記載、消除又は記載の修正をした場合における当該通知に限る。）を加える。

第六号中「（昭和二十五年法律第百号）」を削り、「又は」を「（在外選挙人名簿に関する事務にあつては、第四号及び第八号に掲げるものを除く。）」、「に改め、「（平成十九年法律第五十一号）」を削り、「在外投票人名簿に関する事務」の下に「（在外投票人名簿に関する事務にあつては、第四号及び第八号に掲げるものを除く。）」、住民基本台帳法による住民基本台帳若しくは戸籍の附票に関する事務（住民基本台帳に関する事務にあつては選挙人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知に関する事務に限り、戸籍の附票に関する事務にあつては在外選挙人名簿又は在外投票人名簿の登録等に関する選挙管理委員会の通知に関する事務に限る。）」、最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百三十六号）による審査に関する事務、特定患者等の郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律施行令（令和三年政令第百七十五

号)による特例郵便等投票に関する事務、地方自治法による直接請求の署名簿の審査若しくは直接請求に基づく議会の解散若しくは議員若しくは長の解職の投票に関する事務、検察審査会法(昭和二十三年法律第四百七十七号)による検察審査員候補者の予定者の選定に関する事務又は裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)による裁判員候補者の予定者の選定に関する事務」を加える。

第七号中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「又は相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)による固定資産課税台帳の登録事項等の通知に関する事務」を加える。

第八号中「又は住民基本台帳法」を「住民基本台帳法」に改め、「。」の下に「人口動態調査令(昭和二十一年勅令第四百四十七号)による人口動態調査票の作成に関する事務、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)による埋葬、火葬若しくは改葬の許可に関する事務、公職選挙法による在外選挙人名簿の修正等に関する通知(戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。)に関する事務又は日本国憲法の改正手続に関する法律による在外投票人名簿の修正等に関する通知(戸籍に関する届書、申請書その他の書類を受理し、又は職権で戸籍の記載をした場合における当該通知に限る。)に関する事務」を加える。

第十号中「による予防接種」を「若しくは新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）による予防接種」に改める。

第十二号中「又は就労自立給付金」を「、就労自立給付金」に改め、「支給」の下に「又は被保護者就労支援事業若しくは被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

第十三号中「（昭和二十二年法律第六十四号）による」を「による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは」に改め、「特例障害児相談支援給付費の支給に関する事務」の下に「、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）による身体障害者手帳の交付に関する事務、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）による知的障害者の判定に関する事務」を加える。

第十七号中「又は」を「若しくは」に改め、「事務」の下に「、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第六十六号）による特別障害給付金の支給に関する事務又は年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第二百二号）による年金生活者支援給付金の支給に関する事務」を加える。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七号の改正規定は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日から施行する。

理由

地方公共団体情報システムの標準化に係る標準化対象事務についての検討の結果を踏まえ、標準化対象事務を追加する等の必要があるからである。